

区民委員会陳情説明資料

令和5年12月7日

件名	頁
1 受理番号45 国民健康保険料を値上げせず、負担を軽減することを求める陳情	2

(区民部)

件名	受理番号45 国民健康保険料を値上げせず、負担を軽減することを求める陳情																
所管部課名	区民部 国民健康保険課																
陳情の要旨	<p>1 2024年度の国民健康保険料を値上げしないようにしてください。また、23区区長会及び23区国保課長会で同様の主張をして下さい。</p> <p>2 国保料への法定外繰り入れ割合の削減を行わないよう、23区区長会に強く働きかけてください。</p> <p>3 一昨年度から実施されている、就学前の子どもの均等割保険料が半額に軽減されることになったことは大きな前進です。しかし、就学児以降は経済的負担が増大します。他の社会保険制度にはない均等割り保険料の廃止を関係機関に働きかけてください。</p>																
陳情者等	請願文書表のとおり																
内容及び経過	<p>1 足立区の保険料について</p> <p>(1) 1人当たり保険料の平均額の推移（医療分と支援金分の合計額）</p> <table border="1" data-bbox="400 936 1386 1077"> <thead> <tr> <th></th> <th>令和3年度</th> <th>令和4年度</th> <th>令和5年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人当たり保険料</td> <td>115,824円 (+128円)</td> <td>117,783円 (+1,959円)</td> <td>124,222円 (+6,439円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ () 内の金額は、前年度からの増減額</p> <p>(2) 令和6年度保険料の算定について</p> <p>ア 国が示す係数に基づき、都が各区市町村の国民健康保険事業費納付金の金額を決定する。</p> <p>イ 決定された国民健康保険事業費納付金に基づき、23区国保課長会にて保険料の負担緩和策等のシミュレーションを行い、保険料を算定している。</p> <p>ウ 23区区長会においては、プロジェクトチームを立ち上げ、国民健康保険制度が抱える構造的な課題について検討している。</p> <p>【今後の方針】</p> <p>足立区として、低所得者に配慮し保険料の値上げ幅は最小限とするよう主張していく。</p> <p>2 国民健康保険料への法定外繰り入れについて</p> <p>(1) 直近3か年の特別区独自激変緩和の措置状況</p> <p>以下の金額（特別区全体の概算額）の法定外繰り入れを実施し、保険料負担の抑制を図っている。</p> <table border="1" data-bbox="442 1832 911 2011"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>法定外繰入金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和3年度</td> <td>117億円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td>188億円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td>244億円</td> </tr> </tbody> </table>		令和3年度	令和4年度	令和5年度	1人当たり保険料	115,824円 (+128円)	117,783円 (+1,959円)	124,222円 (+6,439円)	年度	法定外繰入金	令和3年度	117億円	令和4年度	188億円	令和5年度	244億円
	令和3年度	令和4年度	令和5年度														
1人当たり保険料	115,824円 (+128円)	117,783円 (+1,959円)	124,222円 (+6,439円)														
年度	法定外繰入金																
令和3年度	117億円																
令和4年度	188億円																
令和5年度	244億円																

(2) 国および都の動向

ア 国は都道府県に対し、令和6年度以降の新たな国保運営方針の策定において、法定外繰入等の着実な解消を求めている（令和5年6月厚労省保険局 都道府県国民健康保険運営方針策定要領）。

イ 東京都においては、令和3年度時点で57区市町村が法定外繰入を行っているが、令和8年度末に35区市町村、令和11年度末には18区市町村を目指す（令和6年度以降の東京都国保運営方針（案））。

【今後の方針】

足立区として、法定外繰入の解消に伴い被保険者の急激な負担増とならないよう、23区区長会で主張していく。

3 均等割の軽減、廃止について

(1) 現行の均等割の軽減措置

ア 低所得者の均等割軽減

世帯主及び国保加入者全員総所得金額が一定の基準以下の場合、均等割額を軽減する措置。全体の半数近くが軽減世帯となっている。

	令和4年度	令和5年度
7割軽減	27,617世帯 (27.1%)	26,497世帯 (27.0%)
5割軽減	10,663世帯 (10.5%)	10,078世帯 (10.3%)
2割軽減	8,149世帯 (8.0%)	7,724世帯 (7.8%)
合計	46,429世帯 (45.6%)	44,299世帯 (45.1%)

※ 下段の（ ）内は賦課総世帯数に対する割合

イ 未就学児の均等割軽減

就学前の子どもにかかる均等割額の5割を軽減する措置。

年度	軽減人数
令和4年度	3,344人
令和5年度	3,100人

(2) 国の均等割に対する考え

国保においてはすべての被保険者が等しく保険給付を受けられる権利があり、被保険者全体の相互扶助で支えられているので、応分の保険料を負担していただく必要があるとの見解を示している。

【今後の方針】

子どもの均等割軽減制度の拡充については、下記4のとおり全国市長会や特別区長会を通じ、国および都に要望してきた。今後も実現に向け、継続して要望していく。

4 最近の主な国や都に対する財政措置の要望、提言（抜粋）について

(1) 国民健康保険料の負担軽減等について

- ア 低所得者層に対する、より一層の保険料負担軽減を図り、住民サービスが低下することなく、国民皆保険が安定的かつ持続的に運営できるよう、国の責任において更なる財政支援を講じること（令和5年7月特別区長会 令和6年度国の施策及び予算に関する要望書）。
- イ 都の独自財政支援の拡充に加えて、被保険者の保険料負担に配慮した、きめ細かい財政措置を講じるとともに、特に低所得者に配慮した支援策を強化すること（令和5年8月特別区長会 令和6年度都の施策及び予算に関する要望書）。
- ウ 被保険者の低所得化や1人当たり医療費増による保険料増は、個々の自治体の努力だけで解決できることではないことから、国民健康保険財政基盤の更なる強化及び国庫負担割合の引上げを実施することにより、制度の維持を図ること（令和5年11月特別区長会 国民健康保険制度の見直しに関する提言）。
- エ 所得水準が低い被保険者が増えていく現状を踏まえ、低所得者層の負担軽減を図ること（令和5年11月特別区長会 国民健康保険制度の見直しに関する提言）。

(2) 子どもの均等割軽減制度の拡充について

- ア こどもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度については、必要な財源を確保し、対象年齢や軽減割合を拡大する等、制度を拡充すること（令和5年6月全国市長会 国民健康保険制度等に関する重点提言）。
- イ 令和4年度より子どもに係る均等割保険料の軽減措置が導入され、未就学児の保険料が5割軽減されることとなったが、依然として大きい子育て世帯の経済的負担を軽減するため、対象の未就学児以外への拡大や軽減割合の拡大を早急に検討し、軽減措置の強化を図ること（令和5年7月特別区長会 令和6年度国の施策及び予算に関する要望書）。
- ウ 令和4年度より子どもに係る均等割保険料の軽減措置が導入されたが、子育て世帯の負担を更に軽減するため、対象及び軽減割合を拡大するよう、国へ働きかけること（令和5年8月特別区長会 令和6年度都の施策及び予算に関する要望書）。
- エ 子どもに係る均等割額の減額措置については、次元の異なる少子化対策が掲げられる中、子育て世帯の経済的負担を更に軽減すべく、軽減対象を現行の未就学児までという制限を撤廃すること及び、公費による軽減割合の拡大を実施すること（令和5年11月特別区長会 国民健康保険制度の見直しに関する提言）。

※ 下線は事務局で追記。